

# ネパール・王政復古期における 国民教育制度創設過程の研究

中村 裕

(筑波大学大学院人間総合科学研究科教育学専攻)

## I. 研究の目的と方法

ネパール王国 (Kingdom of Nepal, ネパール) の王政復古期 (1951-1959) における国民教育制度創設計画は、国民形成という主目的のもとで体系化され纏められた、多様かつ広範な教育段階および領域を包含する総合的な計画群 (ネパール国家教育計画委員会 [NNEPC] 報告書、教育5か年計画、第1次5か年計画など) から構成される。本研究の目的は、当時のネパールにおける国民形成の概念とそれをめぐる論点から当該計画文書における要諦を読解してその特徴を明らかにし、また、同時期に成立した法令、関連機関の成果報告書、教育開発に従事した者の論文および回顧録などを用いて同計画の展開を追究して、もって、同国の国民教育制度創設の過程を究明することにある。なお、当該制度創設計画の要諦とは、初等・成人教育、教員養成の連関のもとで民衆への教育普及を図る開発計画と、高等教育施設の監督運営機関としての大学創設を軸とする高等教育計画である。

## II. 研究の構成

第1章においては、王政復古前後に、教育に係わって、民衆に教育を提供する全く新しい教育制度が構想され、教育省などの新しい教育行政機関が新設されたという断絶の側面と、教育行政、人的資源、学校等に見られる連続の側面が存在することを重視して、先行研究や法令などから、ラナ時代までの政治史および教育史を追究した。

第2章では、アメリカ対外事業局 (FOA) 報告書、国際連合経済社会理事会

(UNESCO) 文書、NNEPC 報告書、アメリカ援助事業使節団 (USOM) 関連文書などに基づき、NNEPC 任命の過程を追究した。また、王政復古期のネパールを対象とした教育統計を比較してその正確性を追究し、さらに、NNEPC が実施した教育調査結果を、同委員会が教育開発に際して重視した「民衆のニーズ」から読み解くことで、当時の教育普及状況への接近と、国民教育制度創設の背景を解明した。

第 3 章においては、「国家」・「国民」概念の内実が、定義する対象の文脈に依存することから、法令や教育計画文書から、「王政復古期のネパール」における両概念の抽出を図るとともに、その概念から NNEPC 報告書の「基本方針」などを読解して、国民教育制度創設計画の輪郭解明を図った。また、その作業を通じて、当時のネパールにおける、教育を通じた国民形成をめぐる論点の整理も適宜行った。なお、本章で使用した主な資史料は、NNEPC 報告書や教育 5 か年計画のほか、当時の最高法であったネパール暫定統治法 (The Interim Government of Nepal Act)、その原型とも言えるインド憲法のほか、国籍法 (Citizenship Act)、市民権法 (Civil Right Act) などである。

第 4 章においては、まず、NNEPC 報告書や教育 5 か年計画文書などに基づいて、当時の初等・成人教育、教員養成をめぐる状況を把握した後、同文書や、ネパール政府と USOM 間の約定文書、教員養成センターの教材などを前章において整理した国民形成をめぐる論点から読み解くことで、王政復古期における教育開発の中核であった初等・成人教育、教員養成計画の特徴を明らかにした。次に、上記の論点に留意しつつ、各計画群の展開と到達点を、3 か年計画文書 (1963)、ネパール政府と USOM の協同教育開発プロジェクト、および、同プロジェクトの一部を委託されたオレゴン大学約定 (UOC) 事業の成果報告書、国家教育審議会 (ARNEC) 報告書 (1961)、UNESCO 関連文書などを参照して明らかにした。最後に、王政復古期の教育開発において最も明確なたちで国民からの反応が現れた、教授用語政策の背景、論理、展開および帰結を、同時期の教授用語ないし言語論争の動向に沿って追究することで、上記の作業の補完を試みた。

第 5 章では、最初に、第 4 章で用いた教育計画文書を、大学の主要機能とされた高等教育施設に対する監督運営機能に焦点を当てつつ、第 3 章において整理した国民形成をめぐる論点から検討して、当時の高等教育施設に係る状況と大学創

設の背景、および、高等教育計画の特徴を明らかにした。次に、前章で用いた資料やトリブヴァン大学法（Tribhuvan University Act）を、上記の監督運営機能および論点から読解することで、大学を頂点とする高等教育制度の機構を解明し、また、その国民形成との係わりを追究した。

終章においては、まず、第1章から第5章において解明した事実を、国民形成をめぐる論点から章構成に沿って概括し、本研究の成果を纏めた。次に、国民教育制度の創設という観点から上記の教育計画および政策群の特徴と成果を総括して本研究の結論とし、また、上の作業の過程で、ないし、結論において生起した問題点を今後の研究課題として提示した。

### Ⅲ. 本研究の成果と結論

本研究の成果は、第一に、ラナ時代のネパールにおける教育発展を広く解明した点にある。本研究は、ネパールにおける先行研究の成果を援用しつつも、従来はほぼ注目されてこなかった1939年の教育布告や、ネパール統治法（the Government of Nepal Act）における教育関連条項を読解して、「普遍的教育の阻害の時代」と批判されるラナ時代にも、民衆の教育普及に資する若干の試みがあった事実を明らかにしたことに特徴がある。

第二の成果は、王政復古直後のネパールの教育状況を明らかにしたことである。一次資料を用いたNNEPC任命の背景解明は、それ自体ネパール教育制度史研究として不可欠かつ有用な試みではあったが、何よりも、同時期を対象とした教育統計の比較から、今日の教育省公定値の誤謬を指摘し得た点は、当該状況の追究において大きな意味があると考えられる。

第三に、王政復古期における国家および国民概念の追究が本研究の成果として挙げられる。同追究により、前述した当時の主要法令においては、国家の統治機構、国民の有する権利や国籍の定義は僅かに規定されているものの、国家や国民が有するべきナショナル・アイデンティティ、あるいは、形成されるべき国民の概念は定められておらず、それ故、NNEPCは、独自に国民の理念型を想定する必要があったことが解明された。この国民とは、国家や地方自治体に履行すべき義務や責任を負い、民主主義国家における原則を理解するなど国政に適切に参加す

る能力を有する市民であり、また、健康で文化的な生活を営み得る文化的、審美および身体能力を保持する個人であり、かつ、自らと家族の生計を立てるに足る知識や技能を有する職業人である。従って、王政復古期においては、国民教育制度が育成すべき国民としてこの三者が想定され、期待される教育の実践とは、これらの能力を学習者に育むものであったと理解できる。また、上記の作業を通じて、教育開発における教授用語の設定や地方語の位置付け、民族的文化的差異および地域差の考慮、民衆を教育に接近させる手段、農村生活や村落開発との関係などを教育を通じた国民形成をめぐる論点として整理した。

第四の成果は、初等・成人教育、教員養成計画の特徴とその展開の解明である。とりわけ、この三領域の連携による、いわば「村落教育制度」の構想は、NNEPC報告書が遠望した国民教育制度の最大の特徴と言える。その反面で、上記の如き国民の育成について、カリキュラム案などは「職業人」に係る記述に傾斜していた。この点は、教員養成における教材等で若干改善されたものの、実際の政策においては、学校の設置数や教員の養成数など数量的には大きな成果を上げた一方、「完成教育としての初等教育」など新しい国民教育制度の眼目は十分に実践されることがなかった。なお、ネパール語の教授用語化は、主にヒンディー語支持者からの反発を受け、後に政治問題に発展したが、憲法の制定や総選挙の実施が政争の主題となるにつれて、教授用語ないし言語論争は沈静化した。

第五に、高等教育計画の特徴とその展開の追究も本研究の成果である。特に、トリブヴァン大学法に定められた同大学の組織と、高等教育施設に対する監督運営機能の解明により、国民教育制度の要諦と見なされた高等教育制度の機構を明らかにし得たことは、ネパール教育制度史研究において大きな意味があると考えられる。ただし、実際に創設されたトリブヴァン大学は、NNEPCが構想した如き高等教育施設に対する強力な監督運営機能を有してはいなかった。また、国民形成の観点からすれば、高等教育に係る計画群は、ネパールにおける教育と国民形成を焦点化する論点群と十分な接合点を持っていない。

上記のように、王政復古期における国民教育制度創設計画および政策は、数量的な成果は上げつつも、その内実を十分に実施することができなかった。それは、当該計画および政策においては、ナショナル・アイデンティティを備えた国

民の育成が重要視されていながら、その方途が十全に示されなかった点にも由来すると考えられる。すなわち、国王への忠誠や国家の象徴を明記し、ヒンドゥー教を国教と定め、ネパール語を国語と規定すると同時に同言語能力を国民の要件と規定して国民統合を図った、1962年の憲法以後の国民統合および形成政策に対して、王政復古期の法令や国家計画においては、ナショナル・アイデンティティに係る規定ないし記述が無く、教育計画および政策において、ネパール語を国民が身に付けるべき基本言語とすると解釈し得る文言が存するのみである。また、教育計画および政策群においては、カーストやエスニシティの差異や社会的格差にはほぼ言及が無く、きわめて均質的な「民衆」を措定していたことも、同計画および政策群の実効性を喪失させた要因であると考えられる。